

- (11) 柳田国男「最新産業組合通解」、『柳田国男全集』三〇、一二頁
 (12) 柳田国男『時代ト農政』、『柳田国男全集』二九、二一一頁
 (13) 「回顧座談会」、『農林水産省百年史』中巻、一九八〇年、六〇八頁、東畑精一のコメントである。
 (14)～(15) 柳田国男『時代ト農政』、『明治大正農政経済名著集』第五巻、農山漁村文化協会、一九七六年、三〇一頁
 (16) 柳田国男『時代ト農政』、『明治大正農政経済名著集』第五巻、三〇八頁
 (17) 柳田国男『時代ト農政』、『明治大正農政経済名著集』第五巻、三一五頁
 (18) 柳田国男『時代ト農政』、『明治大正農政経済名著集』第五巻、三二九頁
 (19) 柳田国男『時代ト農政』、『明治大正農政経済名著集』第五巻、三二〇頁

第二節 石川理紀之助と地主農本主義 — 「適産調」を中心に

保守官僚農本主義は、一貫して老農を重用した。しかし、保守官僚農本主義が存在しなくても、老農の主張は生じるのである。石川においても、老農農本主義的活動は、勸農政策に先立って蓄積されており、それは石川に内在する論理から生じたものである。だから、農政の勸農策に呼応したからといって、直ちに老農が農政の手先だとは言えないのである。ところで、石川の農民組織化については、第二章第三節において触れた。ここでは、石川が一八九六(明治二九)年から着手した「適産調」を取り上げる。これは、部落を基本とする農村総合調査とそれに基づく農村総合計画であった。この適産調の目的は、「町村是を定め、現今町村の衰退を回復せしめ、将来の維持方法を設け、其の実行の順序を確定するの本源を採知し、将各自農家の本分を尽くすべき公共心を養ひ、町村経済の基礎を鞏固にして自治制の完全を得せしむるにあり(1)」とされる。すなわち、前田正名の町村是運動に呼応し、それまで深めてきた農事知識の交流の文脈から、その成果を実践に活かそうとしたのである。これは、到底個人でなし得ることではなく、郡農会の協力を求めることとなった。すなわち、一八九七(明治三〇)年二月一三日の臨時郡農会で、費用支弁を決議することになったのである。こうした石川の国家と農政への接近は、一八九五(明治二八)年の「郡農会設立趣意書」に現れる。石川は、一八八二(明治一五)年に官職を辞し、自由な立場から山田村救済に着手するが、個人的尽力の限界と農政を動かすことの重要性を感じ取ったのである。国家的観念が明確な前田正名との出会いも、石川に大きな影響を与えたと思われる。石川は、一九〇一(明治三四)年、前田に宮崎県北諸郡庄内村の開田地の農村計画を依頼され、翌年実施している。こうして、「郡農会設立趣意書」には、「国を思ひ」、「万国無比の皇国」、「国家を富まし」といった国家意識が表出する(2)。これを、筆者は次のように考える。すなわち、石川にとって、適産調の結果、経済的成果が上がったとしても、それが

公金を使うものである以上、農家の所得が増えたということだけでは、無意味なのではないか。否、公金を使わずとも、そもそも、農民が発展するということは、それ以上のものでなければならなかったのである。石川は、村、郡、県、国家の発展に結び付いてこそ、農民の発展は意味を持つと考えたのである。国家意識の自覚には、日清戦争(明治二七～二八年)など、国内外の情勢の変化の影響も関連するだろう。いずれにしても、石川の国家意識の表出は、直ちに、農政に対する無批判的受容を意味しないのである。老農と官僚の関係は、官僚から見れば老農の取り込みであるが、老農から見れば官僚の利用であり、農政を動かすことで適産調を促進しようとしたのである。

この石川の思想的特徴は、「適産調将来心得」に探ることができる。注目される考え方としては、①社会有機体論的発想、②家存続の論理、③勤労・儉約主義、④自作主義、⑤共同主義、⑥分家反対論、⑦近代合理主義的性格、などがある。社会有機体論的発想は、「適産調は部落一切の調査にして、人体に於ける医師の診察の如し(3)」とされるところにもうかがえる。部落社会と人体との類推を行う発想が基本にあるのであり、いわば「部落社会」有機体論なのである。勿論、石川は研究者ではないから、有機体として説明しきるということではないが、部落社会を全体として捉える発想があると言える。これは、物事を総合的に判断しようとする発想である。この〈総合的判断性〉は、耕作農民的発想の基本的な特徴でもある。それは、石川の農事改良に対する姿勢にも現れている。石川は、「よく熟知の上でせざれば一を改めて益あるも其れが為には後害又は他物の損失をなす事なり(4)」と、慎重な姿勢を示している。一時点で益あることも「後害」を考慮するという〈時間幅を長期にとった判断〉を行い、「他物の損失」を考慮するという〈生産や生活の全局面を考慮した判断〉を行っている。このような判断性は、耕作農民が日常的に持たざるを得ないものであろう。農業生産は工場生産と異なり、毎日生産物が得られるものではない。結果が出るまで時間がかかるのである。そこに、〈時間幅を長期にとった判断〉が求められる根拠がある。そして、農業生産は作物生命を育てる複雑な生産である。あらゆる局面を考慮することなしに、それはなし得ないのである。また、副業、兼業を行えば、農業の論理だけで物事を判断するわけにはいかない。さらに、生産と生活を一体とする農家にあつては、生活から生産を、生産から生活を考慮することが求められるのである。なお、農事改良に尽力したことが、石川の老農農本主義が農民に受け入れられた一つの重要な要因であったことも見落とすことができない。この石川の農事改良論の特徴として、品種改良ではなく増収方法を重視したことがある。石川は、「米質の改良といふ如き、品質のみ改良するも収獲が増加するの見込みなきは尤も注意すべし、……増獲する方に重きをおき其内より品質のよろしきを改良すべし(5)」と述べている。

そして、〈時間幅を長期にとった判断〉と対応するのが、家存続の論理である。それは、先祖を敬い、子孫を案じて現在を生きるべきであるという考え方である。すなわち、「身体も財産も皆祖先の遺物にして、聊も私に為すべき品にあらざれば也(6)」と言い、「懈怠奢侈を改めつとめずんば子孫の維持安心するところあるべからず(7)」と言う。祖先の築いた財産を守り、それを増やして子孫に残してやるところに、家の存続を重視する農民の生き方がある。だから、農民は過去と未来のために現在を生きていると言ってもいい。これが勤労・儉約主義と結び付いている。すなわち、祖先からの財を減らさぬように儉約し、子孫に財を増やして残すために勤労に励んできたのである。なお、石川は、「古代は儉約に勤勉を旨とせるも近代は奢侈にのみ流れ、さらに勤儉を顧みるの念なく、徒らに其生計の度を高めたり(8)」と、勤労観が希薄化してきたことを指摘している。こうした石川の勤労主義は、中村直三と同様に、牛馬の如く働き続けよという勤労主義ではない。石川は節儉と吝嗇を峻別していたのである。すなわち、「減ずべからざる物を減ずるが吝嗇にて、一己に関して減ずるの節儉なり(9)」、「節儉は徳の本なり、吝嗇は徳を破るの基にして大なる間違いなり(10)」と指摘している。さて、農民は自己のためだけに生きているのではなく、他者(先祖、子孫、仲間など)のためにも生きているのであった。そこに、共同主義が成立する。石川は、「一身のみ生計たつも家族各々異見あれば一家治まらず、各戸生計たつといえども部落各戸に異見あれば部落治まらざる也(11)」として、部落団結主義を主張している。この考え方は、個人主義批判ともなる。すなわち、「おのれの地なれば山に樹を植付けけるは我勝手とおもふ人多し。大なる誤なり。山ある地、野ある地、河海ある地、耕田ある地、各其のなき地の人の一般に足るように仕立されば国内の経済はたゞぬものにて、決して不用の地を残し置くべからず(12)」と主張するのである。これは、自立精神を欠落させた共同主義の主張ではなかった。それは、石川が小作地について、「向後勤儉してこれを買返すが如きは亡き祖先への大孝行なりとするべし(13)」と言及し、自作主義を主張していたことにもうかがえる。また、祖先を敬う共同勤労主義は、分家反対論となって表出している。すなわち、「分家は大方長男たるものが家事に疎くなりて耕耘等に不取締になれば、夫が代りに二男三男又は他より養子して分家を出す事也。素と長男の勤むべきを怠り分家をなす故に、身体弱くして働きが出来ぬ事ならば夫にかはりて分家する程の財産を余して祖先より伝来の財産を減ぜざる様にすべき也。所詮分家は設けぬが本意也(14)」と主張している。

さらに、石川の老農本主義において注目されることは、封建諸制度に依拠した主張を行っていることである。例えば、適産調における村徳調査は、旧藩の制度である検地法の六徳(山、川、野、居、村、民)の応用であった。また、「維新前の農家は其領主の法度に依り、或は庄制の下に在て却て能く家系を保てり(15)」と述べ

たり、儉約に関しては、正徳三年の「御条目」や「被仰渡書」を参考としている。「古人云へる……」として、封建諸制度を持ち出してくるのである。そして、「むかしは如此藩主の法度あり、随てよく守りし故に他町村にも土地を売渡さず村中富有るなりし也(16)」と述べており、石川は、封建社会において農民を道徳化していた領主の法度が明治になって失われたので、それを再構築しなければならないと考えていたのではないかと推察される。しかし、それは封建制度の再現ではない。例えば儉約でも、封建制度の儉約と老農本主義の儉約は、無駄を詰める具体策においては同じ面がある。しかし、封建制度の儉約を参考にしたからといって、封建制度の再現であるとは言えない。封建制度においては、儉約分は年貢増加に帰結したが、近代日本においては、農民自身に蓄積されるのである。同じ儉約でも、性格が異なるのである。また、石川が儉約を強調したことをもって、農民困窮の根本原因を奢侈にのみ求めていたと指摘することもできる。しかし、先にも指摘したように、石川は農政が皮相であると考えていたのである。こうして、農政にもの申すと同時に、農民の自立を求める文脈から、儉約が説かれたと見ることができるのである。このように、石川は封建思想から脱皮していたのであるが、それだけではなく、近代合理主義的性格すら持ち合わせていたことにも注目すべきである。多収性稲品種の発見に尽力した中村直三にも、労働生産性の視点という、近代合理主義的性格があったことは既に述べたが、石川の適産調にも、それは指摘できる。二宮尊徳もそうであったが、石川にも、綿密な計算合理性を随所に見ることができる。また、ここで逐一取り上げることはしないが、石川は、「稲種の収集試作、稲の性状、品質、来歴、適作などの詳細、多岐にわたる調査研究者(17)」でもあったのである。これらは、合理的精神なしに行うことはできないであろう。

また、石川の老農本主義で、もう一つ注目されることがある。それは、地主に対する評価である。石川は、「此適産調を忌嫌う者あり、夫は何に依るかといふに、現今他町村に土地を持ちたる地主の、もし此方法能く行はるゝ時は、自己の土地を買戻され、或は小作人富裕になれば我いふ事を用ひずなどいふ心より起れりと聞けり。甚此適産調の趣旨を誤謬するもの也。此書に説く所は農家の本分にして是より其本分を尽くさせ富国の基礎を定めんとする所にして、地主を責むるの手段にあらず、又既往を咎むるにあらず、故なく買戻するにあらず、……小作米を無謂く地主に苦情を言はするにあらず、地主は地主の本分を尽くして他村の持地迄も巡回して監督をなし減額せざる様に務めざるべからず、村人は他払いに代る所得の方法を講ぜざるべからず(18)」と述べている。「他払い」とは、村内に存在する他村の地主の所有地のことである。それを買い戻すのは故あってのことであり、地主を責めるものではないと言っているのである。また、「地主は小作人の用地に行つて、大切な時期には、時々見回りを為して監督を為す注意を怠ってはならない(19)」とし

て、地主の農事上の役割を期待し、その存在を容認していたことが分かる。同時に、「他町村の持主は田地を愛するの念薄く随て作付の資本等の手当もなし、稍もすれば他人に売渡して小作米を引上げて価を高くすなど、皆小作人の難儀となる事のみ也、殊に大地主などの破産するものは一時に多分の田地を売払ふ故、又他の富者に譲りて村には帰ることなし(20)」と述べていた。このように、石川は、地主に対して批判的でありながら、地主を容認する立場に立っている。石川自身が地主であり、耕作農民と共に歩む地主を理想としていたのである。それは、在村の耕作地主であり、したがって、不在の寄生地主に対しては批判的であったのである。

また、一九一六(大正五)年、石川の死去の翌年、当時の北秋田郡長小林定修が、『農耕晩耕録』を編集している。これには、石川の九升田村救済の記録、講演の記録などが収められている。ここでは、講演の記録をもとに、さらに石川の思想を探ってみたい。まず九升田村民への対応の仕方を見ると、「何事も部落内の事は、当事務所に届け出て、又は何ひの上決定されたい(21)」と述べている。こうしたことは、今日では、批判を招くことであり、不可能なことである。他村のことであり各農家の中にまでは入り込まないが、山田村の場合は、個人のプライバシーなど問題にならなかった。石川の考え方には、個人の自由を尊重する発想などは含まれていないと言えよう。あるいは、管理主義的発想を指摘することもできるであろう。老農農本主義は、反個人主義なのである。また、「今日の仕事は、今日中に早く仕遂げて、明日の仕事を待つ(22)」という、〈待ちの思想〉を説く。筆者は、父母の世代(大正末～昭和初期生まれ)が、汽車で会いにくる人のため、到着時刻の一時間以上も前から駅で待っている姿に、奇妙な感じを抱いた経験が何度もある。携帯電話に追われて余裕がなく、滑り込みが常態化し、エスカレーターさえ走らねばならぬ現代人から見れば、愚かな考え方であろう。しかし、一つの目標に向け、万全の体制で、その実行の時を待つという行為様式は、伝統的な日本人の行為様式なのではないか。石川の思想は、そうしたものを反映していると考えられる。それは、天理、天道の思想でもある。石川は、「天理と云ふ事を深く考えて、心にこれを治めなければならない。……天道は自ら何の利と云ふ事も、名誉と云ふ事も考えないが、唯だ世界人類のために、一分間も休まないのである(23)」と言う。天道は、子孫のために生きる父母そのものであった。需仏神三道も、天理の道だと言う。だから、老農農本主義は、教学農本主義の実践という側面を持つものであったと言うこともできる。ただし、教学に対しては、〈論語読みの、論語知らず〉など、「口を以て教えることを先として、実行を末としたる傾き(24)」を批判していたことも指摘しておきたい。さらに、「世には四恩ある。即ち天地の恩、天子の恩、父母の恩、公衆の恩の四である(25)」と言う。石川は、特に天地の恩を忘却しがちだと見る。宝とは「田から取るという意味であって、農産物は真の宝である(26)」として、農産

物の意義を強調する。また、石川は、「米を本位にして、予算を立て居る(27)」と言う。畜産と米の複合で考える橘孝三郎の農本主義もある。いかなる農産物を基本に農本主義を主張するかは差異に関しては、本論文においては、検討しない。いずれにせよ、石川は、地主小作関係といっても、村内のそれと「他払い」を区別していたことが注目される。「他払い」は問題視するが、村内の地主小作関係は村農業の発展として位置づけられる。ここに、老農農本主義の地主農本主義への移行を確認することができる。その根拠が、自作地主の耕作性にあったことは言うまでもない。

註

- (1) 石川理紀之助「適産調要領」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、農山漁村文化協会、三三頁
- (2) 石川「郡農会設立趣意書」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、二九〇～二九一頁
- (3) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、五一頁
- (4) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、九八頁
- (5) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、一〇〇頁
- (6) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、五一頁
- (7) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、五四頁
- (8) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、五六頁
- (9) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、八三頁
- (10) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、八五頁
- (11) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、五四頁
- (12) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、九三頁
- (13) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、六三頁
- (14) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、一〇九頁
- (15) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、五二頁
- (16) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、九二頁
- (17) 龍野四郎「農村調査からみた石川翁」、「明治大正農政経済名著集月報」、一九一九年十一月
- (18) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、六八頁
- (19) 小林定修編「農耕晩耕録」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、二六三頁
- (20) 石川「適産調将来心得」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、六七頁
- (21)～(22) 小林定修編「農耕晩耕録」、『明治大正農政経済名著集』一四卷、二三一頁

- (23) 小林定修編「農耕晩耕録」、『明治大正農政経済名著集』一四巻、二四〇頁
 (24) 小林定修編「農耕晩耕録」、『明治大正農政経済名著集』一四巻、二四一頁
 (25)～(26) 小林定修編「農耕晩耕録」、『明治大正農政経済名著集』一四巻、二六三頁
 (27) 小林定修編「農耕晩耕録」、『明治大正農政経済名著集』一四巻、二七四頁

第三節 官学アカデミズムと農への注目

第一項 官学アカデミズムの形成

産業資本確立期には、官学アカデミズム(経済学、農学、農政学、社会学)の形成も進む。既に明治初期には、札幌農学校、駒場農学校が設立されていたが、社会学で言うと、東京大学に、正課として社会学の前身である世態学がおかれ、外山正一、フェノロサが担当するのは、一八八八(明治一四)年のことであった。一八八六(明治一九)年には東京大学が東京帝国大学となるが、そこに社会学講座が開設され、外山正一が担当教授となるのが、一八九三(明治二六)年のことである。東京帝国大学に経済学科が設置されるのは一九〇八(明治四一)であり、経済学部となるのは一九二〇(大正九)年のことである。学会としては、一八八八(明治二一)年に農学会が、一八九六(明治二九)年には、社会学会、社会政策学会が開設され、一九一三(大正二)年には、日本社会学院が開設されている。そして、社会政策学会は、一九一四(大正三)年に、「小農保護問題」テーマとし、日本社会学院は、一九二二(大正一一)年に、「農村社会問題」をテーマとするに至るのである。このように、官学アカデミズムにおいても、農業、農村、農民への関心が高まってくる。農本主義と関わる主張を行った人物としては、横井時敬、新渡戸稲造、柳田国男、有賀喜左衛門などが重要である。生まれた順は、横井(万延一年)、新渡戸(文久二年)、柳田(明治八年)、有賀(明治三〇年)となるが、取り上げる問題や著書との関連で、新渡戸は産業資本確立期に、横井は独占資本主義期に、柳田、有賀は国家独占資本主義期に位置付けて検討する。

第二項 新渡戸稲造の近代主義的貴農説

新渡戸稲造(一八六二～一九三三、文久二～昭和八)が農学に志したのは、一八七六(明治九)年、明治天皇東北巡行の折、青森県三本木開拓地の伯兄の家が行在所となり、祖父の偉業を讃えられ、「挙家感泣の余り……、祖父の遺志を継ぎ皇恩の隆渥なるに報いん(1)」としてからである。この皇恩に報いるという基本動機が、新渡戸の生涯の研究を導くものであった。『農業本論』も然りである。この『農業本論』の第一章「農の定義」において、「農は国の本なりと云いふ時は、商工其他の業に対して、土地を拓き衣食の原料を産する業を云ふに止まりて、一個の營業とし

て土地を耕作し、その利を収めて日々の生計を立つると云ふの意味を包含せず(2)」と述べたことが注目される。すなわち、農本主義が、国への衣食原料供給としてのみ農を捉え、具体的に生産・生活を営む主体として農を捉えていないと見ているのである。(農は国の本なり)とは、農務官僚の好んで用いる用語である。だから、新渡戸は「開明派」官僚、あるいは、保守官僚農本主義の抽象性を批判していたものと思われる。

さて、第三章「農業に於ける学理の応用」の第二項「農業の実地応用」には、新渡戸の農民観、農村社会観、農業観が表出しており、興味深い。ここでは、新渡戸は、農業に学理を応用することが困難であることの原因を探っている。そこで、小見出しを列挙すれば、「農民は因循なるが故に新法を施さず」、「農家貧しきが為め学理を応用する能はず」、「農業の組織は容易に改革を許さず」、「農業に分業なきが為め学理を応用し難し」、「農民の脳髓に余裕なき事」、「農業に秘密なき事」、「農業は自然の作用多き故、改良を施し難し」、「農学の範囲広き事」、「農学の専攻尚進まざる事」、「農業は粗笨なる事」、「学理応用の実益耕作者に及ばざる事」、「未熟の学理は実地応用を誤る事」、「学者と実業家とに懸隔ある事」、「農事の改良は長時日を要する事」、「農学者が経済を怠る事」、「農業は競争少き事」、「農民に猜疑心深き事」、「農学は錯雑なる事」、「農は大原動力を利用し難き事」となっている。すなわち、(1)農民の性質に由来する原因として、①世界的傾向として、農民は因循であり、頑冥固陋である、②農民は教育程度が低く、脳髓に余裕がない、③農事改良が長時日を要し、先見の明がなく、時と財に余裕のない農民は我慢できない、④農業は競争が少なく、農民は新奇を求めない、⑤騙され続けてきた農民は、猜疑心が深く、改良を警戒する、といった諸点が示されている。このように、新渡戸は、(農民は教養がなく、頑固で、猜疑心が深い)という農民観を抱いていたことがわかる。この農民観は、具体的にいかなる農民層を念頭に置いて成立しているのかは明確ではないが、小作農であると思われる。いずれにせよ、そこには農民発展の契機を見出すことができない。その限りでは、新渡戸は、学理農業への発展力を、農民の内在的力に求めてはいなかったと考えられる。また(2)農村社会の性質に由来する原因として、①農業に秘密なく、いち早く改良することの利を独占できない、②学理応用の実益が地主に入り、耕作者に及ばない、といった諸点が示されている。①は、農村が共同社会であることを否定的に捉えたものである。②は、地主の小作料収取を批判したものであり、地主制それ自体を否定していることを示している。さらに、(3)農業の性質に由来する原因として、①改良の資金がない、②農業の組織は有機体であり、一部分の改良は全体の改良を必要とするので、簡単に改良に踏み切れない、③農業は天地時利が主であり、分業の利が少ない、④自然の作用が多い、⑤農業は粗笨であり、野鄙である、⑥農

業は大原動力の利用が困難である、といった諸点が示されている。加えて、学理＝農学自体の未熟性も指摘されている。

この学理とは欧米農法をさし、習慣とは老農農法をさしている。つまり、新渡戸の求めた学理農業は、老農農法ではなく、欧米農法をさしているのである。だから、新渡戸の基本的立場は、「開明派」的な欧米農法移植路線であったと考えられる。そして、新渡戸は、学理応用を困難にさせている「其責を農学其者に帰せんか。寧ろ大地積所有者の実業家に負うわしめよ(4)」と主張していた。学理農業の発展を阻む「大地積所有者」とは地主であり、先に指摘したように、新渡戸は地主制度の展開に否定的であった。換言すれば、農業生産過程への関心を失った地主は、学理農業の担い手とは考えられていなかったのである。それでは、学理農業の担い手はどこに求められるのか。それは、学理を応用できる経営体であり、教養があり、進取の気性に富み、先見の明があり、時と財に余裕があり、競争心があり、改良に躊躇しない企業家であり、自立した経営を営み、分業や大原動力を利用できる経営体であった。その理想像は、大農以外に考えられない。その際、新渡戸は地主を批判しており、したがって、自作、自作地主の大農化を考えていたものと思われる。だから、学理農業の発展を阻むものとしての地主批判は、小作擁護の視点によるのではなく、大農形成の視点によるものであった。なお、新渡戸は、第四章「農業の分類」において、「農の全体を分つて、大中小の三階となし、各階を細分して三種となす(5)」という、農民の九区分を提示している。「小農とは農事企業家自ら労働して耕作に従事するもの」であり、「中農とは、其所有地を耕作するに、一家の力のみにては不足を感じるが故に、他人の力を借るもの」であり、「大農とは所有地広大にして、他の労力を用ふることは云ふまでもなく、自身の職務は重に管理の事のみ止まるもの」である(6)。すなわち、新渡戸の言う大農とは、地主ではなく、資本主義的農業経営なのである。

さらに、新渡戸において注目されるのは、第五章「農業と国民の衛生」において、「我国民の体格が他業者に優ること」を指摘し、それが、劣悪な栄養条件、過酷な労働条件、非衛生的な生活条件において確保されたことに、農と健康の関連を認めたことである。同様に、越中富山の売菜者は海岸の村里に新製を売り、内地の都会にやや古いものを売り、田舎の鄙僻に最も古いものを売るが、農民には効力大だということで、農民の身体強壯を結論づけたりしている。こうして、「田舎は強兵供出の泉源たる事」を説くのである。客観的資料分析としての意味はあろうが、劣悪で、過酷で、非衛生的な状況の改善に向かう議論とは思えない。また、第七章「農業と風俗人情」にも、新渡戸の農民観が明示されている。「農者の心的特性」なる項では、「農民の特性は、人のよく粗野質朴といひ、頑鈍未開と評するもの幾分中れりと謂ふべきなり(7)」としている。「学者農の徳を頌す」および「農の唱賛其度を

失するの虞あり」なる項(8)では、①「農は自由自主の精神を鼓舞す」、②「農は愛国独立の精神を励ます」、③「農は人をして着実ならしむ」、④「農は寧静深慮の念を養はしむ」、⑤「農は自重の念を強からしむ」、⑥「農は教育を勤む」、⑦「農は美術心を起さしむ」、⑧「農は宗教心を固からしむ」、⑨「農は正義心を固からしむ」、という諸説を検討している。①は「個人的又は消極的自由にして、社会的及び政治的自由は希」だと言う。②は、「余のひそかに疑ふ所」だとして、第八章「農民と政治思想」で再論し、農民は「私利の爲めにするものにして、国の爲めに事を挙ぐるにあらず(9)」と結論づける。③は、「着実と固陋とを混同せるもの」であり、「換言すれば精神常に活発にして、これを行ふや小心翼翼たり。之を是れ着実と云ふ。彼の没理想、没思慮にして、安閑として日々を送るもの……」と言う。⑤については、「唯其日常の交際を離るるに由るのみ」と言う。社会関係の疎遠性が自重に見え、心胆が木強剛毅に見えると考えているのである。⑥は、「妄言の甚だしきもの」だと言う。農民は無学が多く、農業知識すらないと指摘している。⑦については、農民から詩仙、画匠が輩出することは認めるが、農業に由来するとは限らないと見ている。⑧は、「論の前提なきもの」であり、農民の「宗教心は単に一条の習慣なり」と言う。⑨については、「田舎漢正直なるや農といふ業務の及ばず影響にあらずして、人口希少なるを以て然るのみ」と言う。人口希少のため虚言はすぐ知れ渡るから、正直者になるのだと言うのである。ただし、農においては他人との接触が希なので、虚言をなす必要も甚だ少ないとして、農業と農民の正直性の関連をも認めている。こうして、新渡戸は、農業から農民の道徳的性格を説くことに批判的であることが分かる。そこに、実証されないものを認めない新渡戸の実証主義の立場が示されている。どちらとも言えないというものを除いて、明示された新渡戸の農民観は、〈農民は、社会的・政治的自由を求めず、私利で動き、小心翼翼としており、没思想的・没思慮的で、無学・無知である〉というものである。いずれにせよ、農耕に道徳的諸徳目の根拠を求めない立場であり、非農本主義の立場であると言うことができる。それは、「田舎に欠如せる美德を市街より新たに注入せんか、農家の道徳を高むること大なるべし(10)」と述べたことにも示されている。

新渡戸が非農本主義であるなら、第十章「農業の貴重なる所以」で説かれる、いわゆる貴農説とは、何であるのか。新渡戸は、農民的性質において道徳的に優れたものを認めなかった。しかし、だからといって、農を重視しなくてもいいと主張したのではない。農民が道徳的に国家を支えるから農が重要なのだという考え方を批判したのであり、農民の性質がどうであれ、客観的に農の存在が国家的に重要なことを、新渡戸は主張したのである。例えば、新渡戸は、主観的貴農説と客観的貴農説を区別している。前者は抽象的・政策的・感情的であり、後者は客観的・科

学的である。新渡戸は自己を後者に位置づける。新渡戸によれば、主観的貴農説は、①「人種に由りて農業に軽重を措く」こと、②「習慣より来る」、③「時勢の反動なる事」、④「穀を貴ぶの念」、⑤「自然の作用多き事」から生ずるのである。①については、デモランが、イギリス人の田舎好きを、「サクソン人種が土地を愛し、好んで農業に従事する人種的性情に帰(11)」したことなどを挙げている。新渡戸は、アメリカ人も同様だが、スペイン人、イタリア人などロマンス種、ユダヤ人、アラビア人などは農を軽んじる、との見解を紹介している。但し、新渡戸は、その真偽に関しては論及しておらず、そうした人種の規定性についての新渡戸自身の考え方は、明示されていない。②については、国は民の定着があってできるが、民の定着は農業によると見る。すなわち、農業があって国がなるのであり、農業重視は習慣となる、ということである。③については、人心は、平衡を求めると同時に、現在に満足しないため、その二つの心が関わって反動を生むと見る。こうして、

「道德敗類したる時は、貴農の念を高めて、国民を質樸の田舎風に変化せしめんと務め(12)」ることになると言うのである。④については、日本農家が「苗代を『稲木様』と敬し、米粒を『菩薩』と尊ぶを以て慣習となす(13)」と指摘している。穀物が生命維持の基本だとして、主観的貴農説の根拠となるということである。⑤については、商工業も土地・自然なくして存在できないということから、主観的貴農説が出ることを述べている。例えば、天則学派(重農学派)がそうだと見るが、新渡戸は、「余は未だ商工業と農業との間に存する差等の性質に就きて、特た差等の分量に就きて、如何に徑庭する所あるかは、ここに明言するの力なしと雖も、他年必ず天則学派の唱道したる純益論の、其容姿を革めて、復活再燃あらむを信する者なり(14)」と述べている。重農主義の主観性を排除して客観化しようとする意図をうかがうことができる。

これに対して、客観的貴農説は、①「土地報酬逓減律」、②「農産物の価値」、③「廃物を利用する事」、④「商工業の基」であること、⑤「国富の基」であること、⑥「最大多数の人を要す」ことから生ずるのであった。①は、「土地の一定度の産額以上は、資本及び労力に対して、報酬の割合を減ずる(15)」ことである。人口が一方的に増加することを考えれば、限界ある農業がますます貴重なものとなるということである。②は、「土地報酬逓減律」により「農産物の価値漸次上昇する傾向を存する(16)」ことが、「一に経済界の急激なる変動を防ぎ、一には漸々価値を増益する貴重物件を耕作蕃衍せしむるの営為なれば、他の職業に比して、一層重きを存すべき(17)」ものとなるということである。③については、「屎尿、汚穢の物を収めて、利用厚生に資し、蔬菜、穀類を耕作して、天下の黎民をして飢えず凍へざらしむ(18)」ところに、貴農が説かれる。④については、金属類を原料とする工業より、農産物を原料とする工業が多いことを論じ、またドイツのハレ大学に「農産

物商業学」なる講座が設けられていることなどを引き合いに、穀物が商業に重要な地位を占めることを指摘する。これは、貴農の議論であると同時に、農一辺倒の考え方を相対化し、商工の重要性をも主張する形になっている。⑤については、まず「一国の経済発展は農の重要程度を軽減す」との考え方を検討し、「文化の進むに準じて、食物の需要額は、他業の産品に比して割合減少すること、何れの邦国に就ても、之を概言して誤らずと謂ふを得べし(19)」としている。しかし、新渡戸は、エンゲル係数の低下(食料費用の割合の低下)が食物の必要の度の減少を意味しないように、農産物の必要度の減少を意味しないと考える。だから、「我邦の工商業が、駭速なる進歩をなすは喜ぶべきも、工業の原料は、国内に於て求むべきを忘却すべからず(20)」と主張するのである。⑥については、「農の貴むべき理由は、何の国にありても、之に従事する人民の大多数なるにあり(21)」と言う。しかし、「文化の進歩に伴うて、農民の数の減少を見ざるることなき(22)」である。とはいえ、大多数を占めていることにはかわりないし、商工発展に伴い「農業者の数も宜しきを得て最早減ぜざるに至るべし(23)」と見ていた。このように、多数者だから貴いと考える論拠は不明確ではあるが、多数者の従事する職業を軽視することができないことは確かであろう。

以上の結論として、「余は、農に厚うして商に薄うするものにあらず。農に重うして、工に軽うするものにあらず。何となれば、社会は農のみありて足るものにあらざればなり(24)」と言い、「今や我国は將に農本國を脱却し、商工を以て経済の國是となすの機運に近づかんとし、余も亦此現象を歓迎する(25)」と言う。こうして、農工商三鼎共進の結論に落ち着くのである。その際、新渡戸は、「農民よりも全国民の尊きを思ひ、農事よりも国事の重きを感じず(26)」ところから、立論したと述べている。このように、新渡戸の主張は、近代主義的貴農主義であった。すなわち、農本主義者の農本の根拠を、科学的、論理的、実証的に問う近代主義の立場であった。筆者は、近代主義的傾向も、農本主義を構成する一つの要素となると前に述べたが、新渡戸は大農論の立場に立ち、農を相対化し、農に道徳的意義を付与しない点で、非農本主義であると考えられる。それにしても、農本主義研究にとって、新渡戸の農本主義に接する態度は、真に共有すべきものであると言わなければならない。

註

(1)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、農山漁村文化協会、三一頁

(2)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、五五頁

(3)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、七一頁

- (4)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、一四四頁
 (5)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、一六〇頁
 (6)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、一六〇～一六一頁
 (7)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、二九六頁
 (8)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、三〇二～三一〇頁
 (9)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、三七〇頁
 (10)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、三四二頁
 (11)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四四四頁
 (12)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四五〇頁
 (13)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四五一頁
 (14)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四五六頁
 (15)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四五八頁
 (16)～(17)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四六三頁
 (18)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四六五頁
 (19)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四七六頁
 (20)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四八〇頁
 (21)～(22)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四八二頁
 (23)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四八九頁
 (24)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四九〇頁
 (25)～(26)新渡戸稲造「農業本論」、『明治大正農政経済名著集』七卷、四九一頁

第四節 山崎延吉と社会運動農本主義 — 農村自治運動

本論文では、社会運動理論を構成した農本主義を、社会運動農本主義と名付けている。ここで取り上げる山崎延吉(一八七三～一九五四、明治六～昭和二九)は、加賀藩士の子弟である。いわば没落士族の出であり、自伝である『我農生回顧録』によると、子どもの時から儉約や物を粗末にしないことが習慣付けられていたようである。この山崎は、地方改良運動が展開された時期に、それと呼応する形で、『農村自治の研究』(一九〇八、明治四一)を出している。これは、山崎の最初の著書であったが、その後の著書の基本をなすものである。同書は、「祖国の為に農村を繁栄せしめねばならず、農民をして永久忠良なる臣民たらしめねばならぬと念願(1)」して書かれ、その方法手段を説くことが目的であった。山崎にとって、農政がどのような政策を展開しようとも、法律がどのようなものであろうとも、「農民が行ふべき道に醒めず、農民が進むべき道に進まざる限り、徒勞に終る(2)」のである。

だから、農民が「自分で自分を治める(3)」ところの自治の主体として成長することが、農村の自治の根本であり、「祖国の繁栄」のために不可欠の重大事であった。本論文では、こうした山崎の農村自治運動に示される農本主義を検討する。

『農村自治の研究』は、「農村」(自治を育む農村の分析)、「農村の自治」(自治の歴史的形成過程と現況)、「農村自治の型式」(模範村の自治の類型分析)、「自治農村の帰一」(模範村の自治の共通点)、「農村自治の機関」(自治機関の分析)、「農村自治の手段」(自治手段の分析)、「農村自治の信条」(自治の主義の検討)、「農村自治の障礙」(自治を阻むものの分析)、「村格」(自治の目的の検討)という順に、九つの章において分析が進められている。まず、自治を育む場としての「農村」を構成する要件として、①農業、②農民、③農地が挙げられる。山崎は、農業が農産物だけではなく、人間をも生むと考えている。すなわち、「都会の繁昌を極むる今日に於ては、最早農業以外に健全な人間を生産するものがない(4)」と述べている。「健全な人間」とは、「立派な人物」ではなく、そうなり得る「生(うぶ)な人間」のことである。ここに、山崎の農民観が少し示されているが、それを明示化したのが「農民」の考察である。すなわち、農民の特質として、①「土地を相手にせねばならぬことにより素朴である」こと、②「気候の制裁を受くるが故に従順である」こと、③「資本の回収遅きために呑気である」こと、④「報酬減法に支配さるゝを以て進取の気象に乏しい」こと、⑤「分業行われ難きにより不器用である」こと、⑥「大容積をあつかひ、重量になるゝが故に、沈静である」こと、⑦「生物の生産なるがために迷信が多い」こと、⑧「粗居であるからして機転がきかぬ」こと、⑨「自然物に接するから思想が単純で、綺麗である」こと、⑩「文明の利器に近づくこと少なきがため、忍耐や我慢が強い」ことを挙げる(5)。「農地」においては、農地面積の少ない我国では、農地の利用上の巧みさが重要となることを指摘する。このような、うぶな農民の農地利用の工夫の必要性が、農民を「独りで暮らすべからざる人間」にすると見ている。農業の特質から農民性が説かれ、そこから農民の共同性が説かれるのである。だから、「自分で自分を治める」とは、「自分たちで自分たちを治める」ことである。農村自治は、共同団体自治なのである。これを客観的に眺めるため、山崎は都会と農村の比較を行い、「都会は国民の墓地なり」と言う。都会は、空気・光線・水・食物が悪く、生存競争が激しく、騒音がうるさく、油断がならず、気が急ぐため、神経が狂い、寿命が縮まるのは当然だと言う。都会の死亡率が高いことを統計的に示したりしている。こうして、「都会は農村の人を喰ふて生存するものである」と結論付ける。また、「都会は大なる火事場なり」(消費・失業の場)、「都会は罪惡の製造場なり」と指摘している。都市の繁栄を自然の趨勢に任せるとそういう面が拡大するので、「農村の繁栄をして、都会のそれに並馳する」ことが必要だと主張するのである。説明はなされないが

「都市と農村が密接なる関係を有する」とも述べており、農村の影響力が都市を健全化させると考えているのである。都市を否定はしないが、反都市的である(6)。さらに、山崎は、「国家と農村」の関係を論ずる。山崎にとって、国家とは、土地・人民・主権(天皇)を有する「一の有機体」であり、「独立の生命と目的」を有するものである。こうして、「我国家は、国家の発達より論ずれば、血族団体なる系統に属するものであって、民俗の宗室が枝分の族類を統一するといふ主義から出来てくるものである。即ち、治者たる皇室と、被治者たる吾々国民とは、祖先を同ふし、建国の初めより名分が明らかであるのだ(7)」と主張される。この観念に律することを敢えてするのは「都会の人か、農村の人か」と問い、「護国の任務に服する」のも、「正直に租税を負担する」のも、農民だと言う。「農村の人は、富国的ではないかも知れぬが、強兵向」だと言っている(8)。「国体と農村」では「農村は我国家の藩屏である」ことが強調され、「国民と農村」では「国民の罪惡を減少し、国民の秩序を回復するには、ぜひとも清新なる農村を建設せねばならぬ(9)」とされる。しかし、「農村の現状」は、農民が都市へ流出し、「旧慣を脱せぬ」ままになっていると言う。以上のような都市観、国家観は、多くの国家主義的農本主義者にも共通して見られるものであり、山崎もそれを踏襲しているのである。

しかし、「農村の自治」(第二章)からは、山崎独自の考え方が示されてくる。山崎の農村自治は共同体自治であった。そこで、まず、「人類の団体生活の進化」が検討され、学者たちが、「血族団体時代」から「地域団体時代」へ、さらに「目的団体時代」への推移と捉えていることを指摘する。それに伴う自治団体として、「氏」から「戸・五保」へ、さらに「家・五人組・荘園・朱印」へ、そして「町村」へ、が指摘される。山崎も、「地域団体時代」から「目的団体時代」へ移りつつあると捉えている。そして、山崎にとって、町村は「目的団体」である。もしも「地域団体」であるなら、町村に代わる「目的団体」時代にふさわしい、自治を担うことを目的とする団体の形成が問題とされなければならないだろう。あるいは、農会、産業組合、農事実行組合などを自治団体と見ることになるだろう。しかし、山崎は、町村が自治団体だと考え、各種組合はそれを支える手段として位置づけられている。そして、町村が行う「自治行為」を、「権利行為」、「立法行為」、「行政行為」に区別する。「行政行為」とは、「町村制」という法律に基づいて、「分権の主義により行政事務を地方に分担(11)」した事項を遂行することである。その限りで、山崎の農村自治は、近代国家における地方自治を意味している。同時に、「権利行為」として財産を保つことなど、「立法行為」として自主の権や条例を設けることなど、が挙げられている。いわゆる住民自治である。山崎の農村自治論は、この両面を持つものなのである。しかし、「農村自治の現況」は、「未だ自治の基礎も立たず、自治の見るに足らざるものが、多数(12)」であった。農村疲弊は、そのため

だと言っている。この農村自治の「進歩発達を妨害する二大潮流」の「其一は受命的習慣であって、自治に対する聖旨を弁へず、今でも万事命令や補助で動くてふ風である。其二は反抗的習性と云ふべきもので、自治自由の意義を誤解し、何事も我侷ですむものと思ひ来たこと(13)」だと言う。山崎は、明治維新の変化が農民にとって外的変化にすぎないと見ており、権力への従順性・非自立性をそのまま引き継ぎながら、法的に自由となったことで多年の屈服・積年の怨恨を晴らすといった具合に反抗性を強めて行ったと捉えているのである。従順性と反抗性は現れる場面が異なる。山崎は、公的領域(国家など)に対しては従順だが、私的領域では反抗的になったと捉えている。それを「改善」する農村自治の発展は、論理必然的に、公的領域では国家権力からの自立性を、私的領域では反個人主義的共同性を求めざるを得ないのである。これは、山崎の農本主義が、単に国家主義的なものではないことを示唆するものである。

「農村自治の帰一」においては、模範村から学ぶべき点が四点指摘される。それは、①「精神と手段」、②「財と徳の併進」、③「新道徳の活動」、④「偉人の不滅」である。山崎は、「偉大な精神に伴ふ巧妙の手段がなくば、農村は活動せぬ(14)」と言う。「偉大な精神」とは、自己の本務に準ずる精神、奉公の精神、義侠の精神、推譲の精神である。模範村においては、村長、校長、地主(老農)が、指導者となって農村自治を引っ張って行ったと捉えている。ところで、指導精神の担い手は、上記三者が中心的だと捉えているが、それを実践する担い手、したがって農村自治の実践的担い手は、「精農」に求められていた。山崎は、一九〇一(明治三四)年に愛知県立安城農林学校長となり、一九〇六(明治三九)年の安城農会設立に尽力する。安達生恒によると、「安城農会は自作農の発展に力を注ぎ、小作争議の弾圧にはけっして加わらなかった(15)」のであり、「集団苗代の普及、奨励、稲の品種統一(二毛作を考へて七品種に統一)、養鶏組合の指導と鶏卵の共同販売、肥料の共同購買、種禽場の設立のほか各種講習会の開催など(16)」を行っていた。山崎は、米麦主体の農業から多角経営への移行を勧めていたのである。その担い手は、手作り地主層だけではなく、むしろ自小作前進層であった。それが精農である。山崎が組織した「神風義塾」なども、精農の子弟を育てようとしたのである。だから、農村自治においても、村の支配層ばかりに注目したのではなかったのである。なお、山崎が、多角経営を構想したことは、山崎の農業近代化論的発想を示すものでもある。商品経済の進展に柔軟に対応することが、多角経営の狙いであった。その対応が不十分であることが、農家困窮の原因だと考えられている。これは、山崎の農本主義にも、合理的、実利的観点があったことを示している。この点に山崎の農本主義の特質を求めたのは綱澤満昭であるが、本論文では、荻生徂来にも、二宮尊徳にも、石川理紀之助にも、計算合理的で目的合理的な考え方のあることを指摘した。これ

は、実はほとんどの農本主義者に共通して見られることである、と筆者は考えている。農本主義は、精神主義的装いを取ることが多いが、それは戦略的なものであり、根底に合理主義的なものがあるのである。だからこそ、資本主義社会において、農本主義は生き続けることが可能となるのである。

さて、「農村自治の機関」としては、「町村自治機関」(村長と村会)、「自治補助機関」(教育機関と宗教機関もしくは篤志機関)を挙げる。農村自治の本領は、「自治補助機関」にあるのである。そして、「農村自治の手段」としては、「町村是の確立」、「組合の設立」、「報徳結社」、「農会の活用」、「農事事業の事業」、「地主と小作人の和協」、「矯風共済の施設」、「有志家の団結」が強調される。そこで、第一に、組合の中に「講」などを位置づけて、「法律の制裁を受けぬだけそれ丈は、伸縮自在(17)」のものだとして、それを重視したことが注目される。山崎には近代化への志向のあることは言うまでもないが、農民が創り出してきた伝統的組織を、近代化の視点から切り捨てようとはしなかったのである。第二に、報徳社に対する評価が注目される。山崎は報徳社を農村自治の好手段と捉えているが、同時に「報徳社に対する注意」を挙げている。例えば、「蓄財の機関」となっていること、「金が出来ると、罪つくるものが出る」こと、「貧富の懸隔」や「反目」が生じていること、「推譲は往々社員以外の隣人に及ばぬ」こと、「精神修養」が不足して困った人を「ホットク社」になっていること、「流派」を立てていること、「産業組合と優劣を争ふ」こと、「教義の宣伝のみで満足し「形式に流るゝ」こと、「農事改良でも何でも報徳流と名を立て、これを保守する弊がある」こと、「時節に応じて其組織を考へ」ないこと、などである。このように、山崎は、報徳社の関心を、小作、自作、貧民に向けさせようとしていたのである。第三に、「年中行事」を取り上げたことも注目される。山崎は、年中行事が定まることで、監督官庁の督励を待つことなく、自治が発揮されると考えるのである。年中行事という農民の日常的行為に着目し、それを自治的行為として評価したのである。第四に、農業倉庫建設を勧めたことがある。地主的倉庫か、自小作的倉庫かは別として、農村自治は、農村福利増進および農家経済発展と一体のものとして考えられていたのである。第五に、地主と小作の関係の理想を、親子关系的なものとして描いたことが注目される。山崎は、「地主地親といふべく、小作者は子作というふべきが実際であろう(18)」と述べている。小作が子作だということは、柳田国男が否定し、有賀喜左衛門が「小作料の原義」として認めたことである。小作が子作かどうか、ここでの問題ではない。あえて、地主が寄生化し、小作争議が激化してきた時期に、そうした考え方を強調することは、結局、地主への批判を明確化することになる。その点が注目されるのである。山崎は加藤完治とペアで、桜井武雄によって「地主=『村塾』型農本主義あるいは農道主義(19)」と分類されたが、山崎は、「今日の

農事改良は、地主に俊つもの大なり。若し夫れ地主にして、其権利自由、黄金の力を余所に費やすのみならば、地主は、我農界の敵、農事改良上の害物なり(20)」と主張していた。これは、地主に対する警告であろう。地主に農事改良を期待する点で、横井時敬などと同じであるが、自小作前進層に依拠する山崎と、手作り地主層に依拠する横井とでは、地主に対する批判の程度と質が違っているのである。確かに、山崎は、〈小作も苦しいが、地主も苦しい〉として、両者を同格としている。その釣合が取れなければ、農業という天秤は立つことができないと説いている。だから、地主小作関係を階級関係としては捉えていない。山崎は、両者が和協することが理想的だとは考えていたが、不可能なら、地主を「農界の敵」とする腹であったのであり、小作を敵とする腹ではなかった。こうして、本論文では、山崎を地主農本主義と位置づけることは、適切ではないと考えている。

「農村自治の信条」においては、「町村行政の固有事務と委任事務とを明かにし、其の併進を計るべきこと」、「致富と道徳の両道を重んずべきこと」、「下民の地位を高むべきこと」、「協同一致の風を養成すべきこと」、「隣保相助の習慣を育成すべきこと」、「向上発展の気風を興起すべきこと」、「村是を確立すべきこと」、「勤儉貯蓄の目的を明かにすべきこと」、「基本財産の蓄積に方針あるべきこと」、「良風善行を奨励すべきこと」、「自治思想を養成すべきこと」が力説されている。これが、報徳主義を基礎としていることは言うまでもない。さらに、「農村自治の障礙」としては、「監督指導普及せざりしこと」、「賞罰正しからざりしこと」、「町村民の無知なること」、「農村の重んぜられざること」、「政治熱」、「投機熱」、「虚栄熱」、「都会熱」、「個人主義の拡充」、「金融機関の不備」、「土地の兼併」が挙げられている。山崎の農村自治は、「隣保団結」・「上下の秩序」を前提としており、政治運動やイデオロギー対立が持ち込まれると、それが保持できなくなると考えられ、教育熱(虚栄熱の一種)も、都会熱とともに、農村から人材・資本・美風を奪うと考えられている。土地兼併批判は、耕作しない地主の批判である。地主に小作地の分割譲与を要求し、世襲財産として土地を望む地主に対して、開墾で土地を確保すべきだと主張している。また、自村のために自村の土地を持つのはよいが、自己のために自村の土地や他村の土地を持つのはよくないと述べている。私的所有地であっても、それを村の土地という観点から捉えているのである。だから、他村へ土地を出さないという村規約が必要だと言うのである。あるいは、自作の村風を作る重要性を指摘する。さらに、「農業の経営法を改めて、一村の土地を纏めて社会組織になし、地主は土地に対する配当を受け、小作人は労力に対する配当を受けるようにするも、亦一方法である(21)」と、大胆な地域農業構想を提示している。それは、「一人にて所有する土地を制限」する土地共有化の発想を含むものであった。柳田国男も土地公有化に理解を示したが、当時にとっては、斬新

な発想であったとすることができる。また、山崎は、個人主義に対する批判を展開している。山崎の言う個人主義とは、「利己主義、我利々々主義」のことであり、独立自営の考え方ではなかった。この個人主義の土壌が、都会であった。但し、都会熱は地主に高いと見られており、耕作農民の都会熱は地主制に原因が求められている。いずれにせよ、山崎の考え方に、脱政治の村落主義、反都会主義、反個人主義、反地主主義が含まれていることは、否定できない。山崎の村落主義は、人格や家格と同様の村格を重視するところにもうかがうことができる。「奉公心」、「公共心」、「自助心」を村風の誇るものとし、「村民一致」、「和協相助」を発展させることが、農村自治の眼目であった。

ところで、本論文において、山崎の農本主義を、社会運動農本主義に位置づけた理由は、『農村自治の研究』が単なる研究ではなく、農村自治運動の理論であったからである。その運動は、特に昭和初期に活発化することになる。例えば、我農園、神風義塾の活動がある。山崎は、一九一五(大正四)年、三重県石葉師村に四町歩の土地を購入し、これを開墾して農園とした。これを「我農園」と称し、自分を「我農生」(農に生まれ、農に生き、農を生かすという意味)と称したのである。これが、一九二九(昭和四)年、「神風義塾」となるのである。この農民教育運動は、愛知県立安城農林学校長時代に同校教員に招いたことのある教学(神道)農本主義の加藤完治、革新官僚農本主義の石黒忠篤、小平権一、官学アカデミズム農本主義の那須皓たちと設立された日本国民高等学校協会に結実して行くことになる。なお、その限りで、加藤、石黒、那須たちも、社会運動農本主義的ではあるが、彼等の職業、社会的立場、思想的バックボーンなどを考慮して、本論文においては、社会運動農本主義としては論じてはいない。さらに、山崎の社会運動として、一九三二(昭和七)年、朝鮮総督府嘱託となったことも、注目される。朝鮮総督宇垣一成に招かれ、朝鮮農村青年に対する教育を行うのである。これは、自力更生運動の朝鮮版であった。神風義塾や朝鮮農村青年教育の考え方を貫くものは、「農民道」の考え方である。山崎が、農村救済方法として精神論だけを振りかざしたのではないことは既に指摘したが、農民道の提唱は、農民の「精神の開発」を試みたものである。この農民道は、後に見る教学農本主義(加藤完治、菅原兵治)と同様に、武士道を基本にして組み立てられている。農民と武士は同じであり、刀剣を持てば武士、鋤鎌を持てば農民なのである。日本農民魂を鍛練陶冶し、日本精神に帰一させることが、農民道の目的であった。これを、朝鮮においても実践しようとするのは、明白な侵略主義である。そこで、山崎の思想における、農村自治論、農民道論、侵略主義の関連・脈絡が問題となる。論理的には、①山崎の思想が変化したと見るか、一貫しているとするか、②一貫しているとする場合でも、どの思想で一貫しているとするか、③変化したと見るなら、その理由を内的要因に求めるのか、外的要因に求めるのか、

が問題となる。その点で、本論文においては、一貫していると考えている。山崎の農村自治論は、拡大すれば、日本自治論となる。同様に、村民道は、日本農民道となる。村落から国家へは連続しているのである。こうして容易に辿り着く日本主義は、日本こそが道徳的に優れた国家であると考えられることになる。優れた道徳を世界に普及することは誇るべきことであり、朝鮮農民のためにこそ尽力しようとする真面目に考えるに至るのである。侵略をもくろむ侵略主義者と、その論理的経路を異にするが、結局、同じ道に入ることになる。だが、海外植民に消極的ないし否定的な農本主義者も存在する。橋孝三郎や菅原兵治がそうである。いずれにせよ、農本主義とは、本来、侵略性を内包しているものである、と結論付けるわけには行かないのである。

註

- (1)～(2)山崎延吉「農村自治の研究」の「総序」、『明治大正農政経済名著集』、農山漁村文化協会、一九七七年、二一頁。この「総序」は、一九三五(昭和一〇)年に書かれたものである。
- (3)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、三七頁
- (4)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、四一頁
- (5)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、四二～四三頁
- (6)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、四六～五三頁
- (7)～(8)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、五五頁
- (9)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、六五頁
- (10)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、七三頁
- (11)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、九六頁
- (12)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、一〇二頁
- (13)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、一〇三頁
- (14)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、一一九頁
- (15)安達生恒『山崎延吉 — 農本思想を問い直す』、リポート、一九九二年、三三頁
- (16)安達生恒『山崎延吉 — 農本思想を問い直す』、三五頁
- (17)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、一九四頁
- (18)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、二五三頁
- (19)桜井武雄『日本農本主義』、白揚社、一九三〇年、九八頁
- (20)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、二五五頁
- (21)山崎延吉『農村自治の研究』、『明治大正農政経済名著集』、四四九～四五〇頁

第四章 独占資本主義期における農本主義

第一節 革新官僚農本主義と小作立法 — 石黒忠篤の小作法案

独占資本主義期とは、概ね大正期をさしている。この時期の景気変動を見ると、一九一五～一九一六(大正四～五)年が第一次大戦による戦争景気、一九一七～一九一八(大正六～七)年が不況、一九二一(大正八)年が大好況、一九二二(大正九)年が恐慌、一九二三～一九二八(大正一〇～一五)年が慢性不況、一九二七(昭和二)年が金融恐慌、一九三〇年(昭和五)年が大恐慌となっている。大正六年以降、慢性不況に突入し、昭和初期の農業恐慌を引き起こすのである。この不況下においてこそ、弱い経営が振り落とされ、独占化が進むのである。その独占が提供する化学肥料が出回り(1)、品種改良(2)も加わって、この時期の農業生産力は上昇(3)していく。だが、寄生地主制の展開下においては、その成果は直接生産者農民に帰属しなかったのである。むしろ、小作農民にまで商品・貨幣経済が浸透することで、自給部分の縮小(自給作物の縮小、部落有林野の村有化、自給肥料の縮小)が進み(4)、外地米輸入による内地米価格低落(5)、農家負担・農家負債の増大(6)などが加わり、農家生活が困窮し、小作争議が激増していくことになるのである。この小作争議の展開そのものの検討は本論文の課題ではない。問題は、小作争議に対する農本主義の対応がいかなるものであったのか、ということである。そこで、まず検討されるべきは、官僚農本主義の対応である。そうしたものとして、一九二二(大正九)年に農商務省に設置された「小作制度調査委員会」がある。これは、三年後に「小作制度調査会」、その三年後に「小作調査会」となったものである。それを主導したのが、「小作制度調査委員会」設置時の農務局長石黒忠篤であり、調査会幹事の小平権一であった。彼等は、国家独占資本主義期においても、後藤文夫農相のもとで、石黒は農林次官、小平は経済更生部長として重要な役割を演じることになる。彼等は、地主勢力に依拠する「保守官僚農本主義」と異なり、地主の階級的利害から相対的に独立している点で、「革新官僚」と呼ばれる。彼等の農本主義が、「革新官僚農本主義」である。

石黒忠篤(一八八四～一九六〇年、明治一七～昭和三五年)は、農家の子弟として生まれたわけではない。父忠憲は、日本医学の基礎を確立したとされる医学者であり、軍医総監も務めた子爵であった。農とは無縁の境遇に育った石黒であったが、『石黒忠篤自伝』によると、東京高等師範学校附属中学校四年の時、倫理の教師から将来の希望を尋ねられ、「百姓になりたいが、なる自信がないから、せめて百姓を世話する人になりたい」という主旨のことを答えたようである。第七高等学校在学中はトルストイに熱中し、「人が人を裁くことはできないと信じていた」ので、父の勤める司法官になる気はなく、中学校時代と同様に「自分はどうも百姓の世話

をする仕事をやつてみたい」と考えていたようである(7)。そして、イギリス人教師のジェームズ・マードックから二宮尊徳を読むように勧められ、それ以来、『二宮翁夜話』は終生の座右となったようである。東京帝国大学法科大学在学中に、邸内にトマトを植えたり、桜島大根を試作したことなども知られている。農商務省に入ってからイギリスに留学し、大内力によれば、「土地制度史をシーボームやピノグラードフのもとで勉強した(8)」ようである。そこで、大内は、石黒の農本主義思想を、「ワグナー以後の農本主義の影響」と見ている。ただ、それ以前から石黒には、農への関心があったことがうかがえる。石黒は、一九一〇(明治四三)年に新渡戸稲造や柳田国男が作った「郷土会」にも参加している。「農業をやることが人間として楽しみであり贅沢である。是非こうありたいものだと思う(9)」というのは、石黒の実感であろう。こうして、石黒には、耕作に従事する主体への関心がうかがわれるのである。石黒は、勤労的、自主的、独立的、自営的な農民が国家の存在にとって必要だと考え、近代工業と農業の発展テンポのギャップを埋めるのが農政だと考えていた。そうした農民生活の確立・安定を助ける力となる思想を、石黒は農本主義に求めたのである。それは、石黒の小作立法法の試みにも示されている。

この小作立法法の必要性は、既に前田正名の『興業意見』で語られていた。以下、少し前田に戻るが、前田は、「方法甲の部」における「農政を整理する方法」の第一「小作条例を發布する事」において、「一、地主と小作人の間に取結ぶべき契約法を定むる事、一、地主・小作人の権利義務を明らかにする事、一、土地所有権、入額所有権及び永小作等の関係を明らかにする事(10)」を指摘していた。換言すれば、曖昧な契約、慣行的契約こそ、小作問題の核心だという認識であった。これは、契約が明確化すれば、小作問題は基本的に解決されると考えていたことを示す。また、前田は、「欠項適例」の第六「抵当物の不愾かなる事」の第四項を「地主・小作人の約束法のなき事」としていた。小作契約が明確でないと、土地の譲入が確定せず、土地の抵当化が困難になると考えていたのである。このように、小作法を土地抵当化の条件とする考え方は、土地所有関係の資本主義化を図ろうとする考え方であると言えよう。その限りでは、前田の保守官僚農本主義は、資本主義的性格を内包していたのである。こうして、各府県において、小作慣行調査が重ねられ、それらを基に、一八八七(明治二〇)年に「小作條例草按」が作成されたのである。その第四章は「小作料免除減額」であり、「小作地非常の天災に罹り其の他若しくは其の隣地平年の収納の三分の一以上に当たる額を減ずるか又は皆無となりしときは小作に其の損失に割合ひて小作料の減額又は免除を地主に請求することを得(11)」とされていた。当時の全国平均小作料率は五八%に達しており、平年でさえ小作人の家計が逼迫していたことを考えれば、三分の一以内の減収において小作料減額がないというのでは、小作人の保護にはならないのである。また、小作料滞納に対して

は、地主は小作人の財産差押えの提訴ができるのであった。払うべきものを払わないのだから、被害者(地主)を守るのが当然であるという考え方である。換言すれば、地主の権利保護が目的であった。すなわち、前田の保守官僚農本主義は、地主擁護的であった。しかし、この法案は、大農論者井上馨など「開明派」の反対で成立できなかった。農会法案に積極的でなかった理由と同じく、「開明派」にとって、地主の農事上の指導性の後退が、地主の利用度を低めたからである。そして、地主も、既得権を制限されることを恐れ、小作立法には、一貫して反対するのである。だから、前田の保守官僚農本主義は、地主擁護的ではあるが、地主から見れば、小作寄りだったのである。小作法を作ろうとすること自体が、曖昧で不透明な地主・小作関係を明確化することで、消極的ではあっても小作擁護的な役割を果たすことになる。

しかし、小作人運動が組織性を高めながら、だんだん増えてくる。それを背景に、今度は、小作人側からの小作法要求運動が開始される。すなわち、一八九一(明治二四)年の山崎弥平らの小作条例草案の議会請願運動、翌年の東洋自由党大井憲太郎らの小作条例調査会設置などであり、これらの動きが、小作人運動と結び付くのである。これに対して、全国農事会は、一八九八(明治三一)の全国大会において、小作条例制定の件を「宿題」にしてしまった。なお、同年の民法において、永小作権は五〇年に制限されている。地主からすれば、法の外にあってこそ、法外な高額小作料を確保できるのである。以後、小作人運動は、直接地主に小作料減免を求める小作争議へと向かうことになり、一八九九(明治三二)の治安警察法が、それに対処することになる。なお、地主の経済状況を米価変動から見ると、第一次大戦参戦から終結まで(大正三~七年)の間は約三倍と高騰し、米騒動の誘引となる米の投機的買占めを引き起こすほど地主に有利であったが、その後は一変して、下降傾向の昇降を繰り返して、昭和二年以降、明確な低落を示すに至っている。すなわち、全体的傾向としては、日清・日露戦争後、工業生産が急速に拡大し、独占資本主義が確立してくると、小作人は労働者化して低賃金構造に把握され、五〇町歩以上の地主の寄生地主化・農外投資化、五~五〇町歩の中小地主の窮乏化が進んでくる。こうして、地主小作関係に存在した〈余裕〉(温情関係)が剥ぎ取られ、むき出しの小作争議が増加するのである。

こうした事態への官僚農本主義の対応が、一九二〇(大正九)年の「小作制度調査委員会」の設置であった。委員には、横井時敬、高岡熊雄、矢作榮蔵(加藤完治の恩師)、山崎延吉なども入っていた。その第四回特別委員会に、石黒、小平の幹事私案として、「小作法案研究資料」(第一次)が提出されたのは、翌年の六月であった。これは七一条から成るものであった。そして、幹事私案提出に当たっての石黒の説明は、七点あった。そこで注目される点は、①「登記ナクトモ之ヲ第三者ニ対

抗シ得ルコト致シ……(12)」というように、登記のない口約束でも、小作権を認定することとしたこと、②小作権の存続期間は、「普通一五年トシ永年作物ハ之ヲ二〇年トシ……(13)」というように、永小作権を除き、「一五年ヲ下ルコトヲ得ズ」(第四條)としたこと、③「小作権の譲渡ハ之ヲ自由ニ認ムルコトトシタ(14)」こと(第十條)、但し、「小作人ハ小作地ヲ転貸スルコトヲ得ズ(15)」(第十一條)としたこと、④「小作料ハ之ヲ小作地ノ小作地ノ生産物ニ限ルヲ原則トシ、然ラズンバ金納トスルコト(16)」とし、「相当小作料ハ五年間ハ之ヲ変更スルコトヲ得ザルコト(17)」とし、「敷金其ノ他ノモノヲ取ルコトヲ禁止(18)」したこと、⑤「小作料ノ減免ニ関スル民法ノ規定一層合理的ニシ(19)」たこと、⑥小作権設定の更新は、「前契約ト同一ノ条件ヲ以テ」(第七條)行うこととしたこと、⑦賠償に関して、「民法ノ規定一層小作事情ニ適切ニ(20)」したこと、⑧小作審判所以外に、「仲裁ニヨリ途ヲ設ケ……民事訴訟法ノ仲裁手続キニヨルコトトシタ(21)」こと、⑨小作人が三年以上小作料を払わない場合、および著しく小作地を荒廃させた場合、「小作権ハ……消滅ス」(第十六條)としたこと、⑩「現物ヲ以テ小作料ヲ支払フ場合ニ於テハ収穫後三月以内ニ金銭ヲ以テ支払フ場合ニ於テハ収穫後六月以内ニ其ノ支払イアリタリトキハ小作料支払ニ付遅滞ナキモノト看做ス(22)」(第二十五條)としたこと、⑪地主または小作人は、相当小作料の判定や一時的減免に関する判定を小作審判所に申請できる(第二十九、三十條)としたこと、⑫「其ノ収益カ小作料ノ額ニ満たサルトキハ小作人ハ其ノ取分カ其ノ小作地ノ負担ニ属スル次年度ノ生計費及小作ノ継続ニ必要ナル額ニ達スル迄小作料ノ減免ヲ請求スルコトヲ得(23)」(第三十條)としたこと、⑬小作人が「地主ノ負担ニ属スル必要費ヲ支出シタルイトキハ地主ハ直ニ其ノ費用ヲ小作人ニ償還スルコトヲ要ス(24)」(第三十三條)としたこと、⑭「小作人カ小作地ニ付必要費又ハ有益費ヲ支出スルコトヲ禁止又ハ制限スル契約ヲ無効トス(25)」(第三十九條)としたこと、⑮小作権消滅の場合に現存する作物や工作物などについて、小作人は地主に買取りを請求することができ、その代金の支払いを受けるまで、小作を継続できる(第四十條)としたこと、⑯小作審判所を区裁判所に置き、「一、農業ニ経験アル地主、二、引続キ三年以上農業ニ従事シ現ニ自作人ニシテ地主又ハ小作ニ非サル者、三、引続キ三年以上農業ニ従事シ現ニ小作人ニシテ地主又ニ非サル者(26)」から三名づつ、その必要がないときは一名づつ参与員を選定して、事実の判断および意見の陳述をさせる(第四十七條)としたこと、⑰小作審判所に小作監督官を置く(第四十九條)としたことなどがある。

これらを、石黒、小平は、特別委員会の審議内容を汲んで、六三條にまとめ直したのである。主な修正点は、①小作権存続期間が、「一五年」から「七年以上五〇年以下」とされ、小作審判所の判定をもって七年以下の小作権も設定できることとされた、②小作権譲渡は、「自由」から「地主の承諾」が必要とされた、③地主が小

作地を売却する場合は、小作人に対し、売却の相手方および価格を明示して、小作人が買い取るかどうか確答するよう催告する。小作人が一カ月以内に買い取る旨を確答した場合、地主は売却できない。しかし、小作人が二カ月以内に代金を支払わない場合は、地主は、その後一カ月以内に売却できるという内容が加わったこと、④小作審判所の判定した相当小作料を変更できない期間が、「五年間」から「三年間」になった、といったことである。こうして見ると、石黒、小平の考え方は、普通小作の耕作権を物権化しようとしており、修正案と比較して、極めて小作擁護的であったとすることができる。審議における石黒の発言にも、小作擁護的姿勢が確認できるが、「特別委員会報告書」にも明確に現れている。すなわち、石黒は、地租を財産税ではなく収益税だと考えており、地租が上がったから小作料を上げるというのは理不尽だと考えていた。また、小作法で地主が気の毒なことになったら、他の方法で救済すべきだと考えていたのである。この小作法案は、委員会内では結局まとまらず、「小作制度調査会」に引き継がれ、一九二四(大正一三)年の「小作調停法」の制定となり、昭和六年の「小作調査会」による「小作法案」へと至る。その顛末は、本論文では検討しない。

ここでは、同じく官僚農本主義と言っても、前田と石黒では、相当の違いのあることに注目しておきたい。前田は地主的官僚農本主義であり、手づくり地主を農の主体と捉え、そこに小作農を安定的に結合させることで、国家・国体の安定を確保できると考えていたのである。しかし、石黒の段階では寄生地主制が深まり、地主と小作を安定的に結び付けておくことは困難になっていた。そして、地主の崩壊より、小作の崩壊こそ、国家の危機をもたらす問題であった。こうして、石黒は、小作の立場に立つ革新官僚農本主義となったのである。なお、「小作制度調査特別委員会議事録其二」によれば、前田の後継者である岡田温と石黒は、小作審判所をめぐる対立していた。岡田は、「地主ト小作人ト五分五分ト見テ審判所ガ判定スル時ニ現在ノ境遇ヲ基礎トシテ小作料ヲ決定スレバ、地主ニハ何等利益ガナイト云フコトニナリハシナイカ」と述べ、石黒は「其レハ極端ナル議論デアリマス、大体ニ於テ小作人ヲ保護スル趣旨デアル処ノ小作法ニ於テ地主ガ立タヌトノ理由デ、小作人ノ保護ヲ止メル訳ニハ行カナイ、地主ガ困ツテモ仕方ガナイ、土地所有者ノ負担ガ多クナツテ、中産者ガ倒レルト云フコトハ仕方ガナイ、……地主ニハ氣ノ毒デアツテモ小作人ノ保護ヲ第一トセネバナラヌ(27)」と述べている。地主の立場に立つ岡田、小作の立場に立つ石黒が、対照的に示されている。

註

(1)筆者は「宮沢賢治とその時代 — 昭和初期の岩手県の農業恐慌をめぐって」(弘前・宮沢賢治研究会編『雪渡り』七号、一九九〇年)をまとめたことがある。岩

手県における化学肥料消費量を、大正四年と昭和六年で比較すると、過酸磷酸石灰が三倍、硫酸が一七〇倍、石灰窒素が一九倍、智利硝石が一〇倍、硫酸加里が五六倍、配給肥料が二倍、魚粕が七倍、満州からの低価格の大豆粕が六倍に増加している。

(2)岩手県では、大正一二年には「亀の尾」が県全体の四五%を占めていたが、昭和二年には二三%に下がり、かわって「陸羽一三二号」が二三%へと伸びている。やがて「陸羽一三二号」が支配的となるが、この品種は冷害に強いものであった。

(3)岩手県では、明治三〇年から三四年の稲作平均反収は一六七kgであったが、大正六年から一〇年の平均で三一kgにまでなり、その後やや低迷するが、ともかくも、この時期は農業生産力としては伸びていく時期であったことが分かる。

(4)粟・稗といった雑穀類(自給作物)の作付面積は、わが国全体で、明治二〇年を一〇〇とすれば、明治四〇年で八三、大正一年で七六、大正五年で七〇、大正一〇年で六〇、昭和一年で四四と、激減している。

(5)既に明治三三年で輸移入量が九二万五千石あったが、その後、三百万石前後で推移し、大正七~八年に八百~九百万石に達し、その後増減しながら、昭和に入ってから激増する。すなわち、昭和二年には約一千三百万石に増え、昭和一五年までその水準が保たれるのである。とくに朝鮮・台湾米の激増が顕著であり、両者で国内供給米の一三%程度を占めるようになった。これらは植民地米であり、内地米より低価であることは言うまでもない。例えば、昭和二年で言うと、石当り内地米三五・四三円に対して、朝鮮米三三・六九円、台湾米二二・四一円となっている。これが、内地米の価格を低落させていくのである。

(6)大正一年の農商務省報告によれば、農家負債総額は約九億四千万円であり、自作農一戸平均二五〇円、自小作で一九〇円、三〇〇戸に一戸の割合で破産農家が出ているのであった。当時の二五〇円とは、二町歩経営の自作農が年間に支出する現金に相当するものである。これを大正一四年に換算すると、四一三円となる。当年の盛岡市内の「買物比較表」によれば、安い商店で、白米一升三九銭、砂糖半斤一四銭、いか一パイ七銭、味噌百貫目一〇銭などとなっており、米を基準に今日と比較するならば、四一三円は約三八〇万円に相当するものである。

(7)石黒忠篤『農政落葉籠』、岡書院、一九五六年、一四~一五頁

(8)「回顧座談会」、『農林水産省百年史』中巻、一九八〇年、六三五頁

(9)石黒忠篤『農政落葉籠』、二二頁

(10)前田正名「興業意見」、『明治大正農政経済名著集』第一巻、農山漁村分画協会、一九七六年、二二二頁

(11)奥谷松治『近代日本農政史論』、育成社、一九三八年、一九八頁からの引用である。

- (12)～(14)農商務省農務局「小作制度調査特別委員会議事録」其ノ一、四四頁
 (15)農商務省農務局「小作制度調査特別委員会議事録」其ノ一、五八頁
 (16)～(21)農商務省農務局「小作制度調査特別委員会議事録」其ノ一、四五頁
 (22)農商務省農務局「小作制度調査特別委員会議事録」其ノ一、一九一頁
 (23)農商務省農務局「小作制度調査特別委員会議事録」其ノ一、一九六頁
 (24)農商務省農務局「小作制度調査特別委員会議事録」其ノ一、二〇一頁
 (25)農商務省農務局「小作制度調査特別委員会議事録」其ノ一、二〇四頁
 (26)農商務省農務局「小作制度調査特別委員会議事録」其ノ一、二〇八頁
 (27)農商務省農務局「小作制度調査特別委員会議事録」其ノ二、三二頁

第二節 アカデミズムと農本主義

第一項 横井時敬の小農論 — 官学アカデミズム

桜井武雄は、横井時敬(一八六〇～一九二七、万延一～昭和二)を「地主的官僚農学者」と呼んだが、横井には、官僚の時代と農学者の時期があった。横井は、明治一三年に駒場農学校を卒業し、兵庫県、福岡県の師範学校、農学校、勸業試験場などで、農産耕種技術の教育・改善にあっていた。そして、九州巡回中のマックス・フェスカに認められ、当時の農商務省大臣井上馨に推薦されることで、横井は農商務省技師に採用されるのである。このように、横井は、フェスカ、井上など、「開明派」の人脈に位置づいており、マイエット、平田東助、品川弥二郎、前田正名など「保守国粹派」と対立する構図にあったのである。実際、信用組合論では、平田、品川と対立し、大日本農会では、前田と対立したことは既に述べた。構図上からすれば、横井は、農学校の主旨に沿い、欧米農法の導入と大農の形成に尽力すべき立場にあったわけである。ところが、平田、品川との対立における横井の立場は、平田、品川以上に報徳主義的であった。前田との対立においても、横井は、大日本農会の非政治性という従来の方針を固持した。だから、横井は、保守国粹派以上に保守的であったとも言えるのである。林遠里の農法に対する批判においては、欧米農学で老農農法を活かすことに「苦戦奮闘」した。横井は、「老農崇拜は農事改良上には勿論少なからざる影響を及ぼしたに相違ないが、而も之れが為めに農学者連中が、如何に苦戦奮闘を要したであろうか(1)」と語っている。欧米農法と老農農法の調和、開明派と保守国粹派の調和、個人と国家の調和、これが横井の求めたものである。横井は、一八九四(明治二七)年、東京帝国大学農科大学教授となり、以後、農政学者として、日本農政学を主導していくことになる。横井農政学の集大成と言われるものが、『小農に関する研究』である。これは、死去する直前に出されたものである。開明派の横井が小農論をもって完結した。しかし、横井の小農論が、保守国粹派の小農論と同じであるはずがないであろう。

「緒言」にあるように、『小農に関する研究』は、「小農の経営が資本主義的営利主義に依らずして、反て非資本主義的労作経営主義を以て、その基調とすといふの結論(2)」を出したものである。大農・小農の区別を、経営面積の大小に求めるのではなく、「資本主義的営利主義」か「非資本主義的労作経営主義」かという、階級論的視点を内包した経営形態の差異に求めたのである。そこから、営利主義の理論で労作主義の日本農家を論ずる農業経済学を根底から革新しようとしたのである。このように、横井は、農家(小農)と資本主義的農業経営体(大農)を区別するが、「但非営利経営も資本主義的経済社会裡に生存する以上、亦たその影響の下に立ち、全然たる非資本主義的経営をなすことが出来ない(3)」、あるいは「小農と雖も、必ず多少の商品生産をなすものとしなければならぬ(4)」とも述べている。そこで、形態上小農であっても、「商品生産を以て主要となし、非商品の生産は僅少の分量に過ぎざるか、若しくはそが皆無である場合は、その経営の内容、その性質共に資本主義経済と見るべきであるとなさねばならず、而してその経営が主として自家労力を価値づくることにあり、経営の主要目的が労力取得に結晶するものとなして可なる場合の如きは資本主義的営利経営と、非資本主義的労作経営との中間にありて、これを資本主義的労作経営と名付けて不可ないであろう。而してこれが大と小との間に居る所の中経営と見ることの至当であるかも知れぬ(5)」と言う。こうして、小農は非資本主義的労作経営、中農は資本主義的労作経営、大農は資本主義的営利経営であると主張されている。横井の言う資本主義的労作経営とは、小商品生産をさすであろう。独占資本主義期においては、それが広範に展開していたのである。しかし、横井にあっては、中経営の分析は積極的位置づけを与えられていない。また、小農経営の最小限度が検討されているが、「副業までを農業の範囲としなば独立の経営をなし得る丈けの大きさを以て小農の最低限とする(6)」というのが結論であった。副業も入れて経済的に独立可能な経営、それが小農であり、非資本主義的労作経営であった。それは、基本的に労作経営であって、商品生産に組み込まれないものを想定していたと考えられる。それ故、信用組合論において、品川弥二郎や平田東助が小農を資本主義的商品生産の枠組みに位置づけようとしたのに対して、横井は、品川・平田の信用組合が営利主義であると批判し、「徳義を基礎として、……組合員の営業を助くるを以て唯一の目的となさんことを要す。組合員は此の低利の資本を利用して肥料、種苗、家畜、農具等、産業上の必要品を購買し、専ら産業の改良進歩を図るを以て組合員たるの得益となすべし。その範囲を超えて利を資本の利殖法に求むるが如きは、生産の実業を主とする農家に取らすべきことにあらず(7)」としたのである。小商品生産は「資本の利殖法」に直結することである。横井は、そうした「資本の利殖法」に無縁な存在として農民を描くのである。なお、横井に見られる徳義主義は、老農農本主義や教学農本主義にも見られる

ものであり、農本主義の一つの特徴でもある。

ところで、横井の言う小農とは、実体として何をさすのか。言い換えれば、横井農政学が依拠している農業経営はいかなるものか。それに関連することとして、「農業統計」(大正一一年一月に行われた国勢院統計講習会における横井の講演)では、「日本の農家も二町歩位は経営して貰ふやうにならぬといかぬと言われて居る。実際其通りになって居る(8)」、「日本の先ず五反歩以下と云ふものは決して農業者と見る訳には行かぬ。或は一町歩いかはさうかも知れませぬ(9)」と述べ、「農業から言ふと即ち此の過小経営を取って除けた以上の農業者の問題が統計に取って貰って農政上の大いなる参考になるのである。……今日本ではもうちっと農業を大きくしたい、農業を大経営にしたい(10)」と述べている。このように、小農論者とされる横井は、「農業を大経営にしたい」と考えていたのである。その限りで、横井は、大農論者であった。但し、横井にとって、大農は資本主義的農業経営をさすのであり、大経営的小農論者であったというのが正確であろう。また、横井は、「土地持ちと云ふと謂ゆる地主で、大きな人ばかりであると云うことに考へて、米が高いと利益する者は地主ばかりだと云ふやふなことを能く考えへるが、それには間違つた意味が沢山含まれて居る。けれどもそれが本統であつても、謂はゆる地主の中に沢山耕作して居る農業者があると云ふことを忘れては行かぬのであります(11)」と述べている。このように、横井は、大経営を求め、耕作地主に注目している。統計的には、「大正六年末に於て地主の総数四百八十五万戸に対して耕作に従事する地主の戸数が三百九十三万戸、即ち地主総数の八割であつて、耕作に従事せざる地主は九十二万戸、即ち地主数の二割しかならぬ(12)」のであつた。このように、横井は明言しないが、小農とは、主要には、耕作地主三百九十三万戸をさすものと考えられる。また、大正六年時点の経営規模別農家戸数を見ると、「五反未満は三六・一%、五反歩以上が三三・三%、一町歩以上が二〇・四%、二町歩以上が六・一%、三町歩以上が二・七%、五町歩以上が一・三%(13)」であつた。したがつて、一町歩以下が農業者ではないのであれば、実に七割近くが農業者ではないということになる。大正四年の地主を除いた農家総数は約五五万戸であり、自作が一七八万戸、自小作が二二三万戸、小作が一五三万戸であつた。耕作地主が小農だとすると、約五五万戸の農家は、揃つて経済的に自立できないところの(小農以下)なのである。このように、横井の小農論は耕作地主論であつたことが明白である。横井が、小作ではなく地主に依拠するのは、土地所有を重視するからである。すなわち、地主に対して、「農業上尤も尊重なるべき土地が遂に都会商工業者の手裡に歸するに至りては、直に是國家全体の衰頹を招致するが故に、諸君が勤勉にして且つ質素なるは自己一身の利益を保持するのみならず、併せて又國利を擁護する所以なりと云はざるべからず(14)」と述べている通りである。

それでは、耕作地主に、横井は何を期待したのであろうか。明治三四年三月の福岡における横井の講演筆録「地主に対する警告」を見ると、「農事の改良や土地の改善といふが如きは到底小作人に托すべからざるの事にして、是非共知識の程度高きもの、即ち資力ありて充分教育を受け得たる大地主自ら此事にあたらざるべからず(15)」として、①大地主に農事改良・土地改良を求めていたことが分かる。大地主とは、主要には耕作地主をさしているのであろうが、寄生地主も含んで考えていることがうかがわれる。また、「大地主無きに非ずんば國家の富源は増殖すること頗る難し(16)」として、②大地主に國家富源の増殖を求めていたことが分かる。さらに、「將來日本の農業は商工業と互いに相拮抗(17)」するが、「之と対立して自家の利益を保護するもの大地主を措て抑も亦何れに之を求むべきぞ(18)」と述べ、「今の日本に於ては、独り商工業の奨励に熱中して農業の保護尚ほ甚だ忠実ならざるの憾なきを得ず(19)」と述べる。農業保護(大地主保護)により、③大地主に、商工業に取り残されない農業発展の要となることを求めていたことが分かる。このように、横井は、地主を農業生産の担い手と捉えており、したがつて、小作料収取という地主的側面は消極的に捉えられ、収奪が適度であることが求められる。すなわち、「今日以後の地主諸君は遂に小作料を低減すべきのみならず其小作人を奴隸視するの弊習を離脱して、これに相当なる利益を分配せざる可からず(20)」と言うのである。この(國家のために地主が小作を導く)という認識が示された「地主への警告」は、一九〇一(明治三四)年の講演であつたが、その認識は独占資本主義期になつても、変化していない。大正一二年の講演筆録「農業問題から農民連盟へ」においては、「小作争議が、衰弱し切つて居る農村を一層攪乱しつゝある(21)」が、「時としてはさう云ふ事柄も、小作人や地主の自覚心を起さしむる上から見て、必ずしも厭ふ可き事でもなからうが、……階級争議の性質を帯びしめんとするの色彩あることは吾人の大に警戒を要する点である(22)」と言う。小作争議が地主・小作の自覚心を起こすなどという認識であるが、小作争議を「夫婦喧嘩や兄弟喧嘩、乃至は親子喧嘩」の類と考え、やはり地主に、小作を導く役割、さらに社会主義思想の小作への浸透を防ぐ役割をも、期待していたのである。横井は、一九三六(大正一一)年、「農民連盟(23)」を組織するが、地主への期待は、その宣言にもうかがえる。すなわち、「世界の趨勢は毫も樂觀を容さず、國防の充實と食糧の自給とは一日も忽にすべからずして、農が國家の大本として重んぜられるべき事益々痛切でなくてはならぬ。……而も近時小作争議の如き不祥事各地に頻出し、不健全なる思想は天下に瀰漫して住民の平和を壊り、農村荒廢の端、將に開かれんとするの虞がある。此の如き事情あるに拘はらず、農民多くは未だ自覚せず、世間の事に疎く、壺中の小天地に孤立し、極めて無頓着に世を送つて居る。農民の連盟的大合同の喫緊なる所以、實に茲にあるのである。農民連盟は敢て地主、小作、自作、労働者な

どの階級を一部人士の唱ふるが如く差別的觀念に由って観るものでなく、共存共栄、自助自救の大義に基づき、此等凡ての民衆の幸福上進を図り、農村繁榮の道を講じ、延いて国本の確立を期するにある(24)」とされている。小作争議を「不祥事」と呼び、地主・小作の共存共栄を求め、地主に、無自覚で、孤立し、無頓着な農民を導く役割を期待していたのである。こうして、「農村は何をしても楽しい部落、つまり一つのパラダイスにしなくてはならぬ。それには小作人もなく地主もなく、何れも共に同じ大和民族であると云ふ觀念の下に、一家族として農業経営の途に尽すの要がある(25)」と、横井の理想農村が語られる。横井は、この耕作地主を、武士道の継承者と考えていた。教学農本主義は武士道を基本に農民道を構想したが、横井は武士道を基本に地主道を構想したのである。

また、横井が、「自助自救」を主張したことも注目される。それは、「国本の確立」のためであるが、国家に依存しない考え方でもある。換言すれば、国家主義であると同時に、国家の干渉を避ける考え方なのである。横井は、「放任主義の農政に容すべからざる(26)」ことを論じ、国家の農業保護の必要を説いていた。しかし、「保護干渉の下に成り立ちたる人民が自衛の道に達せざる(27)」ことを指摘する。「保護」は必要だが、「干渉」には反対するのである。こうした考え方は、横井が中心となって組織された社会政策学会の「趣意書」(明治三二)年にも、鮮明に見られる。すなわち、「余輩は放任主義に反対す、何となれば極端なる利己心の発動と制限なき自由競争とは貧者の懸隔を甚だしくすればなり、余輩は又社会主義に反対す、何となれば現在の経済組織を破壊し資本家の廃絶を図るは国運の進歩に害あればなり、余輩の主義とするところは現在の私有的経済組織を維持し、其範囲内に於て箇人の活動と国家の権力とに依て階級の軋轢を防ぎ、社会の調和を期するに在り(28)」とされている。これは、横井の考え方そのものである。こうした「箇人の活動」と「国家の権力」の調和観は、老農農本主義と共通するが、保守官僚農本主義とは異なっている。確かに、品川弥二郎や平田東助の『信用組合論』にも個人主義的な考え方があり、前田正名にも、農会を政府の干渉から自立させようとする考え方のあったことは、既に指摘した。しかし、品川は選挙大干渉を行い、前田は自由民権派の政府干渉批判を封じ込めようとした。保守官僚農本主義は、全体的に国家優位主義を基礎にしているのである。

このように、横井の思想が、「耕作」する地主に、すなわち耕作性に依拠しながら、「総ての経済の本は農業であって、……農業が発達して、然る後に工業も商業も自然に発達し得べきもの(29)」だとする農本主義的主張がなされる。とはいえ、横井が、どのように耕作性に注目していたのかが問題である。そこで、明治三九年の講演筆録「農業者」を見ると、そこでは、農業と農民の性質の間の密着する関係が論じられている。すなわち、「小農者は専ら土地を耕して、その生産物を取って

行くと云ふことが主であって、彼は多くの経済的思想を懐かないのである。若し彼をして経済的思想を懐かしめたならば、彼は容易にその業を持続することをせずして、之を抛棄するであろうと思ふ(30)」と述べ、農業を「愚なるところの職業(31)」と呼んでいる。また、農業者は「相互の間に競争を有たざるが故に、彼は秘密と云ふことを知らぬのである(32)」と指摘している。横井は、小農が相互に秘密を持たないことで、相互の協力関係が成立でき、全体としての利益を得ることができると考えている。また、秘密のないことから、老農の公明正大性を把握している。無邪気なる植物を取り扱うから、農家には邪気がないとも言う。さらに、自然は原因があつて結果が出るというように正直であり、したがって農家も清高であると考えている。さらに、優勝劣敗の自然はよく観察して初めて見出すことができるのであり、農民にとっては極めて愛らしく認められるものであると言う。こうして、農民は、潔白で、温良であり、農業の進歩が極めて遅いことに対応して保守の性質を持ち、保守の結果として意志が強固となる、と分析される。しかし、現実には、「我が国の農家には、卑屈なる精神が宿っているのである。之は封建時代に於て、士より压制せられた結果である、長い物には巻かるべし、高い物には手が届かず、啼く児と地頭には勝たれないと云ふことを、主義とした農民である。若し過ちがある時には、無学文盲なる百姓のことであると言って、自暴自棄して僅かに愠みを請うた農民である。彼は社会の下層に位して、之を以て自ら甘んぜざるを得ざるころの位置に居つたところのものである。斯の如くにして、彼の性格は頗る卑屈にして嘉すべからざる者である(33)」と言うのである。論理的に可能な農民像と、現実の農民像が提示されたものと思われるが、横井には、農本主義のように、農業・農民を美化し賛美することがないのである。すなわち、横井は、農業耕作の道徳的意義を認めないばかりではなく、否定的に理解する点において、非農本主義である。

また、地主に依拠する裏面として、小作が軽視される。「小作人をして深く知識を養はしめば忽ち都会の生産に向かつて、趨るの虞あるが故に、教育と云ふと雖も極めて其低度なるものを授け(34)」ることによいと言う。また、「工場法を制定して都会の労働者を保護するやふなことをなさらぬ方が宜からう、我々はなさらぬやうにありたい、如何となれば都会々々と云ふと、農民は喜んで出掛けて行く処に、これは工場法など制定せられて此上に良くされては逆もたまらぬ、農業者が出てしまつてはたまらぬのである(35)」などと言う。このように、農民が都会へ流出しないように、小作人に知識を与えず、労働者の労働条件を改善しないことを主張するのは、反労働者的であると同時に、反耕作農民(反小作人)的であるという意味で、反農本主義的でさえある。

また、横井は、日露戦争が勃発した明治三七年の講演筆録「農業と日本民族」において、「農業に従事するものは、身体強壮であつて然も勇敢である。……其頼む

所の農業者が多い故に今日は戦争の時勝つ見込みは十分あると思ふ(36)」と述べている。戦争時において、農本主義の一つの特徴である愛国主義が刺激され、農業、農民の軍事面での役割を強調させることになるのである。それは、国家独占資本主義期において、石原莞爾の軍事的な社会運動農本主義として明確化することになる。ところで、横井は、軍費の議論において、「唯だ節儉だ、貯蓄だと云って経済界を案ずると云ふ事は、私は甚だ同意が出来ない(37)」と主張していたことが注目される。節儉、貯蓄は、経済界への「打撃」であり、「馬鹿騒ぎ」だと言っている。その主旨は、奢侈の風潮を進めながら、いよいよ戦争ということになって、節儉だ、貯蓄だと言うのは納得できない、軍気を振るわせる上でもこまる、ということである。また、横井は、「節約をせよ、奢ってはいかぬぞと言はるゝが、『ハミ』よりモウ少し悪いものを食って生きて居れと言へば、それこそ草でも食って居るが宜しい(38)」として、農民にとって節儉や貯蓄は辛いことであり、非現実的であると見ている。それにしても、節儉、貯蓄は農本主義の真髓であり、その軽視は、横井の反農本主義的傾向を示すものである。同時に、経済界への「打撃」を心配する資本家擁護の視点もうかがわれる。横井が、全体として、都会を否定し、金銭に憧れる考え方を非難していたのは事実である。しかし、先に見たように、「資本家の廃絶を図るは国運の進歩に害」を与えると考えていたのであり、反資本主義であるとは言えない。拝金主義を否定したが、資本主義を肯定したのである。その限りで、横井は、親資本主義的であるとも言えるのである。以上のように、横井も、本質的には、新渡戸稲造と同様に、非農本主義であり、農本主義の周辺に位置するものではあるが、農本主義に含めることは適切ではないのである。

註

- (1)横井時敬「老農の行方」、『横井時敬全集』第五卷、五四三頁
- (2)横井時敬『小農に関する研究』、丸善、一九二七年、一頁
- (3)横井時敬『小農に関する研究』、七頁
- (4)横井時敬『小農に関する研究』、一〇頁
- (5)横井時敬『小農に関する研究』、一一頁
- (6)横井時敬『小農に関する研究』、七〇頁
- (7)高橋昌、横井時敬『信用組合論』、『明治大正農政経済名著集』第四卷、農山漁村文化協会、一九七七年、一六五～一六六頁
- (8)～(9)横井時敬「農業統計」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、農山漁村文化協会、一九七六年、四〇七頁
- (10)横井時敬「農業統計」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、四〇九頁
- (11)横井時敬「農業統計」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、四〇一頁

- (12)横井時敬「農業統計」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、四〇二頁
- (13)横井時敬「農業統計」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、四〇五頁
- (14)横井時敬「地主に対する警告」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、一五七頁
- (15)～(18)横井時敬「地主に対する警告」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、一五四頁
- (19)横井時敬「地主に対する警告」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、一五五頁
- (20)横井時敬「地主に対する警告」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、一五六頁
- (21)～(22)横井時敬「農業問題から農民連盟へ」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、四三一頁
- (23)発起人は、横井時敬、中村彦、大塚由成、栃木弥三郎、渡辺鬼小松、飯島慈太郎であり、賛成人には、政友会、憲政会、革新倶楽部の代議士、そして帝国農会の山崎延吉、学者の佐藤寛次、石坂橘樹などがいた。
- (24)横井時敬「農業問題から農民連盟へ」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、四三二～四三三頁
- (25)横井時敬「農業問題から農民連盟へ」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、四三一頁
- (26)横井時敬「現今の農業政策」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、三三頁
- (27)横井時敬「現今の農業政策」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、三六頁
- (28)大内力「解題」、『明治大正農政経済名著集』第一三卷(社会政策学会)、一二～一三頁
- (30)横井時敬「農業と日本民族」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、一六九頁
- (31)横井時敬「農業者」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、二二八～二二九頁
- (32)横井時敬「農業者」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、二二九頁
- (33)横井時敬「農業者」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、二三〇頁
- (34)横井時敬「農業者」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、二三四頁
- (35)横井時敬「地主に対する警告」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、一五九頁
- (36)『明治大正農政経済名著集』第一三卷(社会政策学会)、九九頁、横井報告
- (37)横井時敬「農業と日本民族」、『明治大正農政経済名著集』第一七卷、一六五頁